

令和6年3月
関西広域連合議会定例会

報 告 書

令和6年3月11日

関西広域連合議会議員	岡 本 富 治
同	大 塚 明 廣
同	仁 木 啓 人

議 事 日 程

令和 6 年 3 月 2 日 (土)

午後 1 時 00 分開議

第 1 諸般の報告

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 第 1 号議案から第 9 号議案（提案理由説明）

第 5 一般質問

第 6 第 1 号議案から第 9 号議案（討論・採決）

第 1 号議案

令和 6 年度関西広域連合一般会計予算の件

令和 6 年度関西広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,640,679千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円とする。

令和 6 年 3 月 2 日提出

関西広域連合広域連合長 三 日 月 大 造

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 2,125,623
	1 負 担 金	2,125,623
2 使 用 料 及 び 手 数 料		262,275
	1 手 数 料	262,275
3 国 庫 支 出 金		1,131,791
	1 国 庫 補 助 金	1,091,791
	2 国 庫 委 託 金	40,000
4 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
5 寄 附 金		10,001
	1 寄 附 金	10,001
6 繰 入 金		867,894
	1 基 金 繰 入 金	867,894
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		243,090
	1 預 金 利 子	1
	2 雑 入	243,089
歳 入 合 計		4,640,679

第1号議案

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 20,033
	1 議 会 費	20,033
2 総 務 費		398,807
	1 企 画 管 理 費	398,289
	2 選 挙 費	116
	3 監 査 委 員 費	402
3 広 域 防 災 費		20,966
	1 広 域 防 災 費	20,966
4 広域観光・文化・ スポーツ振興費		271,162
	1 広域観光・文化振興費	252,551
	2 広域スポーツ振興費	18,611
5 広域産業振興費		75,946
	1 広域産業振興費	60,357
	2 広域農林水産振興費	15,589
6 広 域 医 療 費		1,731,102
	1 広 域 医 療 費	1,731,102
7 広域環境保全費		48,824
	1 広域環境保全費	48,824
8 資格試験・免許費		312,198
	1 資格試験・免許費	312,198
9 広域職員研修費		3,793
	1 広域職員研修費	3,793
10 関西パビリオン 設置運営費		1,752,847
	1 関西パビリオン設置運営費	1,752,847
11 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
12 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		4,640,679

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
関 西 パ ビ リ オ ン 展 示 ・ 運 営 業 務	令和7年度	千円 413,389

第2号議案

令和5年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）の件

令和5年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,139千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,558,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月2日提出

関西広域連合広域連合長 三日月大造

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,700,559	千円 88,061	千円 1,788,620
	1 負 担 金	1,700,559	88,061	1,788,620
2 使用料及び手数料		260,808	△10,228	250,580
	1 手 数 料	260,808	△10,228	250,580
3 国庫支出金		915,813	14,231	930,044
	1 国庫補助金	875,813	44,032	919,845
	2 国庫委託金	40,000	△29,801	10,199
4 財産収入		1	3	4
	1 財産運用収入	1	3	4
6 繰入金		431,712	△52,714	378,998
	1 基金繰入金	431,712	△52,714	378,998
8 諸収入		166,800	△18,214	148,586
	2 雑 入	166,800	△18,214	148,586
歳 入 合 計		3,537,672	21,139	3,558,811

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 16,215	千円 2,685	千円 18,900
	1 議 会 費	16,215	2,685	18,900
2 総務費		396,824	9,980	406,804
	1 企画管理費	396,306	10,135	406,441
	2 選挙費	116	△54	62
	3 監査委員費	402	△101	301

第2号議案

3 広域防災費		20,966	△417	20,549
	1 広域防災費	20,966	△417	20,549
4 広域観光・文化・ スポーツ振興費		168,798	△28,845	139,953
	1 広域観光・文化振興費	150,187	△28,086	122,101
	2 広域スポーツ振興費	18,611	△759	17,852
5 広域産業振興費		70,436	△1,068	69,368
	1 広域産業振興費	55,969	△262	55,707
	2 広域農林水産振興費	14,467	△806	13,661
6 広域医療費		1,737,081	63,349	1,800,430
	1 広域医療費	1,737,081	63,349	1,800,430
7 広域環境保全費		42,843	△1,049	41,794
	1 広域環境保全費	42,843	△1,049	41,794
8 資格試験・免許費		295,697	△20,939	274,758
	1 資格試験・免許費	295,697	△20,939	274,758
9 広域職員研修費		3,793	△2,557	1,236
	1 広域職員研修費	3,793	△2,557	1,236
歳 出 合 計		3,537,672	21,139	3,558,811

第3号議案

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月2日提出

関西広域連合広域連合長 三 日 月 大 造

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「、期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第2章の章名中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第7条第1項中「これら」を「これ」に、「死亡したパートタイム会計年度任用職員」を「死亡した任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「としての任期」の右に「（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。第10条において同じ。）を同じくするものに限る。次条第2項、第22条第2項及び第3項並びに第24条の2第2項及び第3項において同じ。）」を加え、「（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。第22条第2項及び第3項において同じ。）」を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第7条の2 第24条の2の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして別に定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第5項中「それぞれその基準日現在において任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して別に定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用さ

第3号議案

れ、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第24条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

- 第24条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項、第4項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。
- 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第24条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第24条の2第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第4号議案

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月2日提出

関西広域連合広域連合長 三日月大造

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「期末手当等」を「期末手当」に改め、同条中「（以下「基準日」という。）」を削り、「の規定により準用する」を「において準用する会計年度任用職員給与条例第22条第1項の規定により期末手当の支給を受ける」に、「基準日以前」を「当該基準日以前」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給）

第10条の2 会計年度任用職員給与条例第24条の2第1項に規定する基準日に育児休業をしている会計年度任用職員（会計年度任用職員給与条例第7条の2第1項において準用する会計年度任用職員給与条例第24条の2第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員を含み、別に定める者を除く。）のうち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第5号議案

関西パビリオン整備事業設計・施工業務工事(設計・施工一括)請負契約変更の件

令和4年8月25日議決を得た大阪・関西万博関西パビリオン整備事業設計・施工業務工事(設計・施工一括)請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第96条第1項第5号及び関西広域連合議会の議決を要する財産の取得又は処分を定める条例(平成23年関西広域連合条例第10号)第2条の規定により議決を求める。

令和6年3月2日提出

関西広域連合広域連合長 三 日 月 大 造

変更前の契約額	525,250,000円
変 更 増 額	145,530,000円
変更後の契約額	670,780,000円

(参 考)

契約の相手方 大阪市淀川区木川東4丁目8番4号
 太陽工業株式会社
 代表取締役社長 能 村 祐 己

第 6 号議案

関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編（新型インフルエンザ等））計画変更の件

関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編（新型インフルエンザ等））の全部を次のとおり変更することについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 24 年関西広域連合条例第 1 号）第 3 条の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 日提出

関西広域連合広域連合長 三 日 月 大 造

関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編（新型インフルエンザ等））の全部を次のとおり変更する。

以下、省略

第 7 号議案

関西広域産業ビジョン変更の件

関西広域産業ビジョンの全部を次のとおり変更することについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 24 年関西広域連合条例第 1 号）第 3 条の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 日提出

関西広域連合広域連合長 三 日 月 大 造

関西広域産業ビジョンの全部を次のとおり変更する。

以下、省略

第 8 号議案

関西広域農林水産業ビジョン変更の件

関西広域農林水産業ビジョンの全部を次のとおり変更することについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成24年関西広域連合条例第 1 号）第 3 条の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 日提出

関西広域連合広域連合長 三 日 月 大 造

関西広域農林水産業ビジョンの全部を次のとおり変更する。

以下、省略

第 9 号議案

関西広域救急医療連携計画変更の件

関西広域救急医療連携計画の全部を次のとおり変更することについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 24 年関西広域連合条例第 1 号）第 3 条の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 日提出

関西広域連合広域連合長 三 日 月 大 造

関西広域救急医療連携計画の全部を次のとおり変更する。

以下、省略

令和6年3月定例会 質問項目一覧

	府県市	質問者	質問時間	質問項目
1	滋賀県	川島 隆二 議員 (一問一答)	16分	1 プラスチックをはじめとした資源循環の推進について (1) プラスチックの資源循環に対する認識について (2) 宿泊施設の使い捨てプラスチック製品について (3) 資源循環に対する消費者の意識変容について (4) 大阪・関西万博に向けた資源循環の取組の方向性について
2	和歌山県	秋月 史成 議員 (一括)	16分	1 ドクターヘリについて (1) 運航体制について (2) 運航機種の統一性について 2 災害派遣に係る自衛隊の体制強化について
3	奈良県	松木 秀一郎 議員 (一問一答)	12分	1 災害避難者の公営住宅での受入体制について 2 構成団体間での非常用電源の融通について 3 大阪・関西万博を契機とした、モビリティの未来像の議論
4	徳島県	仁木 啓人 議員 (一括)	12分	1 ドクターヘリの夜間運航の実現に向けた取組について 2 大規模災害時に備えた対応について (1) 船舶の活用について (2) 医療コンテナの活用について 3 関西広域連合による紛争解決機能について 4 大阪・関西万博における「食の宝庫・関西」のPRについて 5 関西広域連合の海外事務所等の共同利用について
5	鳥取県	坂野 経三郎 議員 (一括)	8分	1 ドクターヘリについて 2 若者の政治参画について
6	大阪府	土井 達也 議員 (一問一答)	10分	1 関西州について 2 国土安全保障（防災DXの導入等）について 3 関西パビリオンについて 4 広域インフラについて 5 地域安全保障について 6 関西広域連合の政治的正当性の担保について
7	大阪府	須田 旭 議員 (一問一答)	10分	1 関西の強みやポテンシャルを活かした関西経済活性化について 2 公共施設における訪日外国人観光客に向けたバリアフリー案内板の啓発について 3 災害発生時における帰宅困難者の居場所確保について 4 子どもたちの万博来場の促進について
8	大阪市	永井 広幸 議員 (一問一答)	8分	1 大規模災害に備えた医療・防災力の強化について (1) 医療体制の強化について (2) 防災力の強化について
9	大阪市	田辺 信広 議員 (一問一答)	4分	1 関西広域連合としてのライドシェアの取組について 2 関西広域連合の活性化について
10	堺市	宮本 恵子 議員 (一問一答)	8分	1 令和6年能登半島地震に係る避難所運営の支援について (1) 避難所運営における課題把握について (2) 配慮が必要な避難者への対応について
11	兵庫県	門 隆志 議員 (一問一答)	10分	1 中核市の部分参加について 2 公設試験研究機関の連携について (1) 地方衛生研究所について (2) 工業技術研究所について (3) 農林水産分野の公設試験研究機関について
12	神戸市	村野 誠一 議員 (一問一答)	8分	1 依存症対策についての現状の共有について (1) 大阪IR事業におけるカジノ施設の国内利用者の見込み数について (2) 関西広域連合の域内の各都市からの利用者の見込み数について (3) ギャンブル依存症となる見込み数について
13	京都府	小鍛治 義広 議員 (一括)	16分	1 地震における災害対策について (1) 能登半島地震の状況を踏まえた対策強化等について (2) 日本海側における広域の防災・減災対策について 2 広域周遊観光促進に関する取組等について (1) 観光客の分散化と情報発信について (2) 海外プロモーションについて 3 トレイルに関する取組について
14	京都市	菅谷 浩平 議員 (一問一答)	8分	1 道州制への考えについて 2 関西広域連合における事務事業の見直しについて
15	兵庫県	北川 泰寿 議員 (一括)	10分	1 関西広域連合を強化するための財源確保について 2 原子力防災体制の強化について 3 万博におけるスマホアプリ等を活用した関西圏域の情報発信と来訪策

本県選出議員の質問概要

仁木 啓人 議員

1 ドクターヘリの夜間運航の実現に向けた取組について

(質問要旨)

8月議会において、関西広域連合として、「ドクターヘリの夜間運航の実現」に向けた検討のために、課題点をまとめるための質疑を展開させていただいたが、その後、どのような取組を行ってきたのか。

また、同議会において課題の一つとして挙げられたランデブーポイントの整備について、今後の整備を促進するために、確認させていただきたい。この整備主体となるのは、どこになるのか。各自治体なのか、それともランデブーポイントとなる土地、建物の管理者なのか、お示しいただきたい。

(答弁要旨)

○広域医療担当 委員（後藤田 正純）

夜間運航実現の鍵となる「安全性の確保」に向けては、「国家レベルでの基準整備」が必要となることから、昨年11月、国に対し、より実践的な検討がなされるよう、これまで主張してきた「現場をフィールドとした調査研究事業への着手」とともに、新たに「早期実現に向けた具体的なロードマップ」を示すよう、政策提案したところである。

また、12月、1月には、管内の救命救急センター長やフライトドクター等が会する「ドクターヘリ基地病院交流・連絡会」、「ドクターヘリ関係者会議」において、日頃からドクターヘリに携わる関係者間で意見を交換し、改めて、「現場目線」での課題整理を行ったところである。その中では、フライトドクター・ナース、パイロットの確保が困難、騒音、コスト・ベネフィットといった問題、空間認識失調をはじめとした夜間飛行の技術問題等、ご指摘があったと聞いている。

次に、「ランデブーポイントの整備主体」については、建物の所有者等である。ドクターヘリの発着ポイントとなる場については、安全性の観点、地域の地理的条件等を勘案し、現場を熟知する市町村や消防本部などと連携して整備するものと考えている。

本県においては、基礎自治体に新設のポイントはどこか、今ある場所もアスファルトの整備等、改良の余地があるのか、こういったヒヤリングを現在実施しているところである。

本県選出議員の質問概要

仁木 啓人 議員

2 大規模災害時に備えた対応について

(1) 船舶の活用について

(2) 医療コンテナの活用について

(質問要旨 (1))

能登半島地震では、生活面での支援として、防衛省がチャーターして七尾港に派遣された大型フェリーにより、大浴場の開放や温かい食事の提供がなされた。こうした船舶については、収容力や輸送力に優れ、自己完結的に活動できる特性があることから、特に陸路が途絶された地域への支援に効果が期待できるものとする。

そこで、大規模災害時の生活面での支援として、「船舶」の活用に向けた取組状況について伺いたい。

(質問要旨 (2))

「医療面での支援」では、避難所の診療では感染症患者を隔離するスペースがなく、プライバシーの面からも不十分であったが、医療機器を搭載し、診療機能を備えた「医療コンテナ」が、こうした被災地の医療体制を補うため投入され、「診療や検査」はもちろん、医療従事者の休憩所としても活用されている。こうした事例を踏まえ、関西広域連合管内でも、大規模災害時の備えとして、即応性のある「医療コンテナ」の広域的な運用ができれば、災害対応力の更なる強化につながるものとする。

このため、関西広域連合として、「医療コンテナ」の広域的活用に向けた検討を始めるべきとするが、見解を伺いたい。

(答弁要旨 (1))

○広域防災担当 副委員 (服部 洋平)

阪神・淡路大震災においては、民間フェリーを活用した入浴支援を行った実績があり、船舶の有する収容力・輸送力については、物資等の輸送支援のみならず、避難時の生活支援に極めて有効であると認識している。

令和6年能登半島地震でも、自衛隊がPFI方式により契約している民間船舶「はくおう」が七尾港に派遣され、石川県と共同し、令和6年1月14日から被災者等に対する宿泊・食事・入浴などの支援や休養施設としての提供が行われている。

関西広域連合においても、平成25年に近畿旅客船協会及び神戸旅客船協会との間で「船舶による災害時の輸送等に関する協定」を締結し、災害時に被災者や救助に必要な物資の輸送等の支援を受けることとしている。

(答弁要旨 (2))

○広域医療担当 委員 (後藤田 正純)

「医療コンテナ」は、新型コロナウイルス感染症の流行時には、発熱外来やPCR検査場として使用されるなど、プレハブやテントと比較し、気密性・清浄性・隔離性に優れており、大規模災害時には迅速な医療機能の展開に資するものである。

厚生労働省においては、昨年9月、南海トラフ地震を想定したDMAT訓練において、「医療コンテナ」を実際に輸送し、災害時に必要となる空調や通信環境、患者等の

動線の確認を行うなど、実践的な検証が開始されている。さらに、災害医療に関わる医療従事者が参画する「日本災害医学会」においては、2月の総会で、「医療コンテナの活用」をテーマとした議論が交わされており、医療現場からも注目が高まっているところである。

一方で、「医療コンテナ」については、令和5年の「国土強靱化基本計画」において有用性が明記されているが、その「規格」や円滑に運用するための「システム・マニュアル」などの標準化が行われていない。また、コンテナの「保管場所」や、発災時に即座に利用するため、「搭載する医療機器のメンテナンス」など、「平時の活用と管理」が課題として指摘されている。

関西広域連合としても、「医療コンテナ」の所有状況や活用方法等について情報共有を進め、「広域連携の可能性」を検討してまいりたい。

本県選出議員の質問概要

仁木 啓人 議員

3 関西広域連合による紛争解決機能について

(質問要旨)

自治体間の紛争案件については、陸域、海域を問わず、資源や環境等をめぐり、各自治体の立場から、様々な主張が交錯し、調整が難しく、平行線のまま長引く案件が多々あると思う。本県では、平成5年から、漁業上の境界線をめぐり、隣県との間で、未だに解決できない状況が続いている。

関西広域連合管内の自治体間の紛争処理については、関西広域連合がその機能を持ち、「地域の課題は、地域で速やかに解決すべき」と考える。

関西広域連合は、分権型社会の実現を目指し、府県を超える広域的課題にも、その解決を国に委ねることなく、地方自らが課題解決に取り組むことのできる責任主体として設立され、早や13年が経過。これまで、ドクターヘリによる「広域救急医療体制の充実」など府県域を超える広域自治体として成果を上げてきたが、一方で、国の事務・権限の移譲については、大きな成果が得られていないなど、「分権型社会の実現」はいまだ道半ばと言える。

地方自治法第251条には、「自治紛争処理」に関する規定があり、「紛争調停制度」があることは承知している。

しかしながら、地方分権を進める中、地方自治法の制度に先立ち、関西広域連合が、権限委譲を含め紛争解決の機能を新たに持つべきと考えるが、ご所見をお伺いする。

(答弁要旨)

○広域連合長（三日月 大造）

関西広域連合の構成団体間において、長期にわたり協議を継続されている案件があることは側聞している。

一般的に、紛争を訴訟手続によらずに解決する方法としては、紛争処理機関において、公正な第三者が関与して「仲裁」や「調停」、「あっせん」などの手続が行われている。

このため、関西広域連合においても、構成団体が当事者となっている紛争について、解決機能を持つことは適当ではないと認識している。

本県選出議員の質問概要

仁木 啓人 議員

4 大阪・関西万博における「食の宝庫・関西」のPRについて

(質問要旨)

関西広域連合議会8月定例会では、「万博における食材調達のあり方」や「関西の食材をふんだんに使ったPR」について質問を行い、催事を活用し、計画を立てていくことなどを確認しているが、現時点の計画においては、府縣市ごとに、2週間ずつ開催していくと聞いている。効果・効率を考えると、このような分割・短期間の開催ではなく、例えば、関西全域の牛肉を一気に並べて試食ができる、あるいは、関西の食材をテーマとして、各地のブランド食材を食べ比べできるといった、関西全体を一度に味わえるような関西パビリオンでのイベントの開催を行うべきではないかと考えるが、ご所見をお伺いする。

(答弁要旨)

○広域連合長（三日月 大造）

大阪・関西万博における関西の食のPRについては、関西パビリオンにおいては、関西の魅力を発信する様々なイベントを実施することにより、各地への誘客につなげていくことが大切であると考えている。

パビリオンは基本的に閉鎖空間であり、匂い対策等の観点から、ご提案のような食イベントについては、実施できる場所として「多目的エリア」が想定される。加えて、肉のような保存や衛生管理が難しい食材については、開催期間が夏場中心であることを考えると、ハードルが高く、例えば酒等の飲料、保存が容易な加工食品等を使ったイベントの実施は検討の余地がある。

多目的エリアを活用したイベントについては、実施内容やスケジュールの調整を開始した段階であり、現在のところ、具体的な食イベントが企画されているわけではないが、今後、出展各府県や各分野事務局と連携し、可能性を探っていきたい。

本県選出議員の質問概要

仁木 啓人 議員

5 関西広域連合の海外事務所等の共同利用について

(質問要旨)

兵庫県のパリ事務所では、関西広域連合の「看板」が２０１３年度から入口に設置され、関西広域連合として「共同利用」を開始しており、構成府県市からの依頼に応じて情報収集や提供などのサポートを行っているとのことである。

今後、各構成府県市が、観光や文化、農産物の輸出など幅広い分野において、海外展開や発信を進めていくためには、このような共同利用の取組は、非常に有効であると考ええる。

そこで、まずは、海外で兵庫県パリ事務所と同様の看板を掲げ、関西広域連合に資する取組を行っている拠点は、何府県市・何箇所あるのか、現状を教えて頂きたい。

また、今後、関西広域連合においては、海外事務所等の共同利用や運営に係る予算化を行った上で、更なる利用拡大に取り組むべきと考えるが、ご所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○広域連合長（三日月 大造）

関西広域連合の海外事務所等の共同利用については、現在、構成団体が運営する「海外事務所」は４府県市の８か所、「海外ビジネスサポートデスク」は４府県の９か所で、共同利用が可能である。こうした海外事務所等は、構成府県市によって設置の考え方や重視する機能などに違いがあり、例えば、経済活動のほか、友好関係にある都市との人や文化の交流など、それぞれに特長を有している。

また、領事館や大使館、JETRO、JNTOなど、目的に応じた海外拠点が活用されている実態もあることから、現時点で構成団体から利用拡大に向けた予算化のニーズは伺っていない。

海外事務所等の共同利用については、歴史・文化・産業などの関西の魅力や、関西広域連合の存在を世界にPRできる点で大変有益であり、海外事務所や政府機関の拠点を活用するという、これまでの仕組みを継続する中で、既存の資源を最大限活用して、現地と関西との交流促進や企業の海外展開の支援に取り組んでまいりたい。